

公募型プロポーザルの手続開始公告

済生会福島総合病院患者給食業務委託について、公募型プロポーザルを実施するので、下記のとおり公告する。

令和6年11月19日

院長 星野 豊

記

1. 業務要旨及び目的

食事の提供業務は「治療の一環」であるとの考え方を基本に、患者に安全でおいしい食事を提供するため、給食室における調理業務をはじめ付随する作業管理等の業務をHACCP（危害分析重要管理点）に準拠した衛生管理の下で実施し、医療の質の向上に貢献することを目的とする。

2. 業務の名称

済生会福島総合病院患者給食業務

3. 業務の内容

別紙「済生会福島総合病院患者給食業務委託仕様書」のとおり

4. 参加申込み、提出書類等

別紙「済生会福島総合病院患者給食業務委託事業者選定公募型プロポーザル実施要領」のとおり

5. 契約期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

ただし、引継ぎ期間として令和7年1月1日から令和7年3月31日までを予定している。

6. 見積限度額

195,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 管理費（人件費+その他運営管理費）のみ。給食材料費を除く。

7. 参加資格要件

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たしている者でなければなら

ない。

- (1) 令和6年度福島市業務委託有資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 200床以上の医療機関において当該業務に関する受託実績が過去3年間に同一施設で2年間以上あること。
- (3) 国や地方公共団体、又は民間の延床面積14,000㎡以上の医療機関の施設における当該業務に関する受託実績が過去3年間に同一施設で2年間以上であること。
- (4) 医療関連サービスマークの認定事業者であること。
- (5) 資格保有者、実務経験等については仕様書のとおり。
- (6) 福島市の入札参加資格制限（指名停止）等となっている事業所は参加できない。
- (7) 公益社団法人日本メディカル給食協会の会員であり、受託業務の遂行が困難になった場合の代行保証が確認できる者。
- (8) 関係法令、規則等に違反していない者。

8. その他

- (1) 提出された書類等は、提出者に無断で本プロポーザル以外には使用しない。
- (2) 不明な点については、済生会福島総合病院総務課に照会すること

電話：024-544-5171

FAX：024-539-7726

MAIL：sfgh_a133@saisei.ecnet.jp

以上